

各 位

東京都江東区木場一丁目 5 番 25 号
サムシングホールディングス株式会社
代表取締役社長 前 俊 守
(コード番号：1408)

問合せ先：
執行役員管理本部長 東 剛史
(電話番号：03 - 5665 - 0840)
(<http://www.sthd.co.jp/>)

第 18 回定時株主総会における取締役、監査役、及び補欠監査役の選任議案に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役、監査役、及び補欠監査役を選任する件につき、下記の通り平成 29 年 3 月 27 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

なお、取締役、監査役、及び補欠監査役候補者につきましては、第 18 回定時株主総会において承認可決後、正式に就任の予定であります。

記

1. 取締役の選任について

新任取締役候補者は、次のとおりであります。

<p>つる かわ じゅん いち 霍川 順一 昭和42年7月10日生</p>	新任・社外
■ 略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	
平成 14 年 6 月 株式会社シノハラ建設システム (現株式会社シノケングループ) 取締役	■ 所有する当社の株式数 一株
平成 20 年 4 月 株式会社シノケングループ取締役管理本部長	
平成 24 年 4 月 株式会社シノケングループ常務取締役	
平成 27 年 7 月 株式会社シノケンコミュニケーションズ代表取締役社長 (現任)	
平成 28 年 1 月 株式会社シノケングループ取締役常務執行役員 (現任)	
■ 重要な兼職の状況	
株式会社シノケングループ取締役常務執行役員	
株式会社シノケンコミュニケーションズ代表取締役社長	
■ 社外取締役候補者とした理由	
経営管理部門での豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役としての職務を遂行頂けるものと判断いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 霍川順一氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 霍川順一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が、取締役に就任された場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。

霍川順一氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、5百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

5. 株式会社シノケングループは、議決権比率で21.27%（平成28年12月31日現在）の当社普通株式を有する当社の主要株主であります。
6. 株式会社シノケンコミュニケーションズは、株式会社シノケングループの完全子会社であります。

2. 監査役の選任について

監査役再任候補者は、次のとおりであります。

おかだ けんじ 岡田 憲治 昭和22年5月7日生	再任・社外
■ 略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	
昭和 45 年 4 月 三井物産株式会社入社	■ 所有する当社の株式数
昭和 48 年 8 月 旭化成株式会社入社	一株
昭和 59 年 4 月 旭化成株式会社住宅事業部京都営業所長	■ 取締役会への出席状況
平成 8 年 8 月 税理士登録	23回/23回
平成 9 年 10 月 旭化成ホームズ株式会社経理部長	■ 監査役会への出席状況
平成 12 年 6 月 旭化成ホームズ株式会社常勤監査役	13回/13回
平成 15 年 10 月 旭化成ホームズ株式会社コンプライアンス推進室長	
平成 18 年 11 月 当社常勤社外監査役(現任)	
■ 重要な兼職の状況	
税理士	
■ 社外監査役候補者とした理由	
岡田憲治氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な見識を有しており、また、平成18年より当社の社外監査役に就任しているため、社外監査役としての職務を遂行頂けるものと判断いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 岡田憲治氏は、再任の監査役候補者であります。
3. 岡田憲治氏は、社外監査役候補者であります。
4. 岡田憲治氏は、現在、当社の常勤社外監査役であります。常勤社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年4か月となります。
5. 社外監査役候補者が監査役に就任された場合に締結する責任限定契約の内容の概要

は以下の通りであります。

岡田憲治氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

3. 補欠監査役の選任について

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

やま だ まなぶ 山田 学 昭和43年3月2日生	社外
■ 略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	
平成 13 年 10 月 弁護士登録(第一東京弁護士会)	
平成 19 年 12 月 日本フォームサービス株式会社社外監査役(現任)	
平成 24 年 8 月 IBCパブリッシング株式会社社外監査役(現任)	
■ 重要な兼職の状況	
日本フォームサービス株式会社社外監査役	
IBCパブリッシング株式会社社外監査役	
■ 補欠監査役候補者とした理由	
弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外監査役としての職務を遂行頂けるものと判断いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 山田学氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者が社外監査役に就任された場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。

山田学氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以上